

第三号議案

大分県教育功労者表彰規則の一部改正について

大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育功労者表彰規則の一部を改正する規則

大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県教育委員会表彰規則

第一条第一号中「多年教育」を「教育行政」に、「成績」を「功績の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 学校教育に従事し学校経営について特に功績の顕著なるもの

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

大分県教育功労者表彰の名称を大分県教育委員会表彰に変更し、表彰の対象を見直したので提案する。

○ 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>大分県教育委員会表彰規則</p> <p>第一条 団体又は個人で次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、この規則により県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 教育行政に従事しその功績の顕著なるもの</p> <p>二 学校教育に従事し学校経営について特に功績の顕著なるもの</p> <p>三 〃八 （略）</p> <p>第二条～第五条 （略）</p>	<p>大分県教育功労者表彰規則</p> <p>第一条 団体又は個人で次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、この規則により県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 多年教育に従事しその成績 顕著なるもの</p> <p>二 教育職員で教職又は専門の事項について研究し、特にその成果を挙げているもの</p> <p>三 〃八 （略）</p> <p>第二条～第五条 （略）</p>

大分県教育功労者表彰規則の一部改正の概要

1 現行の大分県教育功労者表彰の概要

大分県教育功労者表彰（県教育委員会主催。以下「教育功労者表彰」という。）は、本県教育の振興に功績のあった団体又は個人を対象として表彰を行うものである（規則第1条）。

手順としては、各市町村教育委員会や県立学校等からの具申（推薦）を受けて（規則第4条）、県教育委員会において選考の上、おおいた教育の日条例（平成17年大分県条例第30号）第3条に規定するおおいた教育週間（11月1日から同月7日）のいずれかの日に表彰式を実施している（規則第2条）。

2 改正理由

現行の教育功労者表彰について、他の表彰制度と対象が重複しうる余地が認められることから、表彰の対象を見直し、名称を大分県教育委員会表彰に変更するため。

なお、この規則の改正と併行して、教育改革・企画課所管の他の表彰制度（大分県教育実践者表彰及び大分県教育奨励賞）についても、その対象・基準等の整理を一体的に進め、表彰制度全体の見直しを行う。

3 改正内容

- (1) 題名を「大分県教育委員会表彰規則」に改める。（題名関係）
- (2) 表彰の対象を見直す。（第1条関係）

4 施行期日

令和8年4月1日（令和8年3月31日公布）

【参考】

新			旧		
表彰名	分野	対象	表彰名	分類	対象
大分県教育委員会表彰(案)	教育行政分野	【新設】市町村教育長・教育委員	大分県教育功労者表彰	教育行政関係	教育委員会や教育機関等の職員
		県教育庁及び教育機関（県立学校を除く。）の次長級職員、各所属長		学校教育関係	教職員 ※原則教職員だが学校も可
	学校教育分野	学校長		社会教育関係	個人・団体
	社会教育分野	個人・団体		スポーツ関係	
	スポーツ分野			文化関係	
	文化分野			学校支援関係	
	一般分野			私財寄附者	
	その他功労者				
大分県教育長表彰(案)	教職員分野	キャリアⅠ 教職員（学校長を除く） ※49歳以上	大分県教育功労者表彰	学校教育関係	教職員
		キャリアⅡ 教職員（管理職を除く） ※49歳未満かつ教職員経験9年以上	大分県教育実践者表彰	教職員組織	教職員 ※5年以上の活動実践
		キャリアⅢ 教職員（管理職を除く） ※49歳未満かつ教職員経験9年未満			
		教職員組織 教職員組織（学校単位または校長指揮監督下の分掌単位等）※活動期間1年以上	大分県教育奨励賞	・公立学校児童生徒 ・ " 教職員 ・ " と連携した活動に取り組む地域住民	
	生徒分野	県立学校の生徒			